

# 日本の近世化と土地・商業・軍事

牧原成征（東京大学）

## はじめに

本報告に与えられた課題は、文禄・慶長の役が日本国内の経済・社会に与えたインパクトについて論じることである。豊臣秀吉は、早くから「唐入り」を標榜し（補注 1）、それによって支配体制の構築を進めた。「唐入り」は豊臣政権それ自体の性格と切り離しては考えられない。当時、東アジアでは中国での大きな銀需要と日本での銀の増産によって国際交易ブームがおきていた。豊臣政権や満洲族の清朝は、それを基盤に成立し中華を征服しようとした新興の商業＝軍事勢力の一つであるとされる<sup>1</sup>。一方、日本史でもここ 20 年で、東アジアの動きを視野に収めた貨幣史等が大きく進展したが、豊臣政権は、石高制という土地制度、村請制による米年貢収取を基盤とする、いわば農本主義的な国家体制を樹立したという伝統的な見方も根強いだろう<sup>2</sup>。本報告ではまず、これらをどう統合的に理解することができるか、考えてみたい。

そして豊臣政権の「唐入り」の構想はその時々で変化し、朝鮮への侵略は当初だけは順調に進むが、やがて失敗に追い込まれる。侵略戦争は最終的に秀吉の死によって終わるが、その後も豊臣政権は存続し、関ヶ原の戦いなどを経て、徳川政権への継承あるいは転換を迎える。豊臣政権が大陸侵攻をめざして構築した支配体制・動員態勢は、出兵が失敗した後、徳川幕藩体制へどう継承され、どう転換したのだろうか。この過程を「奉公人」の問題を中心にたどることを本報告の第二の課題としたい。

## 1. 豊臣政権の財政——貢租米と金銀貨幣の連関構造

豊臣政権の経済・財政基盤を考察する際に用いられるのは『大日本租税志』（大蔵省租税局）所収の「慶長三年蔵納目録」である。以下、これに即して豊臣政権の財政の特質についてあらためて整理してみよう。

秀吉死亡時の 1598（慶長 3）年当時、全国の石高約 1850 万石のうち豊臣政権の蔵入地は 222 万石ほどと推計されている<sup>3</sup>。それに対して、金銀山からの運上が金 3400 枚弱と銀 79415 枚弱で、諸役運上が金 1000 枚ほどと銀 13950 枚、合計金 4400 枚弱と銀 93361 枚余とされている<sup>4</sup>。蔵入地 222 万石からの物成は、5 割として 110 万石ほどだろう。蔵米換金相場は畿内近国で金 1 枚＝40 石ほどで<sup>5</sup>、当時、金 1 枚＝銀 10 枚なので、金銀収入は米 55 万石ほどに相当する。豊臣政権末期の経常収入は、金銀山・諸役運上が年貢収入の 5 割ほどだった。これを確認した上で、以下、それぞれの中身を確認してゆこう。

<sup>1</sup> 岸本美緒「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」『岩波講座世界歴史 13』岩波書店、1998 年。

<sup>2</sup> 岸本前掲論文でも日本についてはこうした評価をするが、2つの見方の関係は問われていない。（補注 2）

<sup>3</sup> 山口啓二『山口啓二著作集第二巻 幕藩制社会の成立』（校倉書房、2008 年）、51-52 頁。

<sup>4</sup> 金銀 1 枚＝10 両、金 1 両＝4.4 匁（165 g）、銀 1 両＝4.3 匁（161.25 g）、1 匁＝3.75 グラム。

<sup>5</sup> 脇田修『近世封建社会の経済構造』（御茶の水書房、1963 年）、30-31 頁。

## ・蔵入地・年貢収入

まず蔵入地は、全国に配置されつつ、畿内近国と、朝鮮出兵の兵站基地である北九州とに集中し、大名や現地の有力者等を代官に任じて管理させた。代官は、蔵入地の村から年貢等を、主として米、一部は大豆で収納し、政権の指示に従って現物での支払いに充てるか、京都などまで回送し、指定された相場で換金して上納した。東北の遠隔地の場合、換金相場は金1枚=240石などと大幅に低く設定されていた(補注3)。

## ・金銀山

第二に、金銀山からの運上もやはり大名や代官・商人らに納入を請け負わせている。織田信長の配下にいた羽柴秀吉は1580(天正8)年頃には但馬<sup>たじま</sup>を支配下におき、信長から生野<sup>いくの</sup>銀山を与えられ、代官をおいて上納銀(公用銀)を納めさせた<sup>6</sup>。以後、秀吉直轄の銀山として、1598年には圧倒的に大きな運上銀高(6.2万枚余)を誇っている。銀9千枚余の運上を課された因幡<sup>いなば</sup>銀山も、秀吉の腹心宮部継潤<sup>みやべけいじゆん</sup>の下で1593(文禄2)年に開発されたとされ、秀吉直轄に近かったようだ(「稻場民談記」)。

一方、生野と並ぶ大銀山として知られる石見銀山は、一貫して毛利氏の支配下におかれた。毛利氏は、1581(天正9)年に年間で銀3652枚の収入を同銀山から得ている(『毛利家文書』三四六号)。朝鮮出兵期には納所高1万枚<sup>7</sup>、1598(慶長3)年には2.2万枚、翌年は3万枚としたが未納が生じ、その翌年(1600)は2.3万枚としている<sup>8</sup>。そのうち銀の採掘に関する役が1.4万枚余で、他の約9千枚は銀山町や温泉津<sup>ゆのつ</sup>への流通課税(営業税・関税)だった。銀2.3万枚は当時の蔵入地11万石余の収入の2.5倍以上に相当すると推計されている<sup>9</sup>(補注5)。豊臣政権よりもかなり銀山収入・流通課税への依存度が高かった。

慶長三年蔵納目録に戻ると、「中国ニテ所々銀山」から銀4869枚の運上を柳沢監物<sup>やなぎさわけんもつ</sup>が請け負っている。これは石見銀山からの運上ではなく、1594(文禄3)年に毛利氏が秀吉から、先銀山(石見銀山など)以外の新銀山の運上を命じられたものである<sup>10</sup>(補注6)。同年、豊臣政権は弾薬の原材料となる鉛と煙硝を調達するため、長崎に銀を送るべく、石見に蔵米を廻して銀に換えさせている(「駒井日記」)。この文禄役後の休戦期、豊臣政権は「時節柄」(時局)を強調して、大名領国をふくむ各地で鉱山を積極的に発見・開発するよう強く促している<sup>11</sup>。政権が関与して各地で検地が広く進められたのもこの時期である。対外戦争を契機として集権化が進んだのであり、蔵納目録はその結果を示すものである。

## ・金銀貨幣

第三に、蔵納目録における諸役運上は、ほとんどが後藤判料(金1000枚)・常是座中の運上銀(1万枚)である。秀吉は1594(文禄3)年4月に「大坂銀ふきとも」を「常是<sup>じょうぜ</sup>」という名称の座に定めた(「駒井日記」)。流通していたか政権が所有する灰吹銀を精錬させ、品位・規格の一定した銀を造らせ、その差額・吹賃から運上を出させたと考えられる。翌年には後藤徳乗<sup>とくじょう</sup>の下に金子吹27人を付属させた。彼らが造った金貨(大判、小判もか)を後藤に検定させ桐の極印を打つか墨書をさせ判料を取ることを認め、その一部を運上として納めさせたとみられる<sup>12</sup>。これらは後の金座・銀座に相当する。各地で多様な金銀貨が造られるようになっていた状況の下で、中央政権として検定・保証業者を一つに公認し、特定の金銀貨を公認した。

<sup>6</sup> 小葉田淳『日本鉱山史の研究』(岩波書店、1968年)。(補注4)

<sup>7</sup> 本多博之『天下統一とシルバーラッシュ』(吉川弘文館、2015年)、176頁。

<sup>8</sup> 以上、村上直ほか編『江戸幕府石見銀山史料』(雄山閣、1978年)、70-81頁。

<sup>9</sup> 秋山伸隆「豊臣期における石見銀山支配」(『龍谷史壇』132、2010年)。

<sup>10</sup> 秋山伸隆論文。

<sup>11</sup> 小葉田前掲書、本多前掲書。

<sup>12</sup> 小葉田淳『日本の貨幣』(至文堂、1966年)、藤井謙治「近世貨幣論」(『岩波講座日本歴史第11巻近世2』岩波書店、2014年)、本多前掲書を参照した。

ところで、中世の日本においては中国渡来銭が貨幣として用いられていたが、15世紀後半には悪銭が増加して銭貨の価値に差が広がり、流通も不安定になった。一方、1530年代までに灰吹法が導入されて日本で銀が増産されると、中国では財政上の理由で大きな銀需要が生じていたため、1540年代には銀が中国へ貿易通貨として流入するようになった。日本には生糸、茶器・陶磁器、煙硝、金などが輸入された。1570年代には、銀は金とともに日本国内でも通貨として流通するようになった。それまで銭が担っていた機能を、銀と、一次的に米が代替した<sup>13</sup>。ただ、金銀の通用は都市やその周辺が中心で、この段階では地方や在方（農村）にまで行き渡らず、中国のように土地所有者から直接に銀で納税させる制度を採用する条件はなかった。

このように豊臣政権は、畿内近国の大きな米生産から収取する年貢を財政の最大の柱として、それを軍勢の兵糧や労働力の飯米として支払い、残りを都市等の市場で金銀に換えて支払い、蓄蔵した。また、生野をはじめとする銀山での金銀生産からの運上を第二の柱とし、また金銀を貨幣として製造・検定させた。秀吉は早くから畿内近国におけるこれらの収入源とその連関に目を着け、検地による米年貢収取、都市の建設・繁栄、鉱山の開発、金銀の通用をいっそう推し進める政策をとった。

金銀が採掘され価値をもったのは、国内・域内で農業（とくに主穀）生産・流通が一定程度、成熟していたからである<sup>14</sup>。逆に、多くの米が生産され、政権が米年貢をいくら収取・集中しえたとしても、金銀と交換して効率的に運用・蓄蔵できなければその価値は半減する。秀吉は1586（天正14）年初頭、徳川家康を攻める意志を示した際、兵站能力を喧伝して、軍勢には兵糧を支給し、四国・西国の軍勢の分は船で手配させる、濃尾の軍勢には金銀で支給すると述べている<sup>15</sup>。また文禄の役の最中、各地からの領主米・商人米の輸送態勢を整備し、博多の米相場を基準に、博多や名護屋でそれより高い値段の銀で米を買い上げることを商人たちに布告している（『浅野家文書』二六一号）。秀吉の全国統一も朝鮮出兵も、米はもちろん金銀をふんだんに使うことで可能になったのであり、それは国際的な交通・交易によって金銀の通用が促された結果である。

## ・貿易利潤

蔵納目録に戻って、第四に、堺からは地子と諸座の役銭を取っていたが、あわせて銀1250枚（53貫750匁）である<sup>16</sup>。問題は貿易による利潤であるが、そうした臨時収入<sup>17</sup>は蔵納目録には記されない。宣教師ザビエルは来日当初、「ミヤコから二日間の行程にあつて日本の主要な港である堺に（略）物質的に莫大な利益となる商館を設けましょう。なぜなら、この堺は日本でもっとも富裕な港で、そこへは日本中の銀や金の大部分が集まってきているからです」<sup>18</sup>と提案したが、商館は実現しなかった。秀吉は1587（天正15）年、薩摩島津氏を攻める途中、肥後でポルトガル人を引見し、ポルトガル船が堺のあたりに入港することを強く望んだ<sup>19</sup>。それが現実的でないと判断したためか<sup>20</sup>、まもなく長崎を収公・直轄した。

翌年夏、長崎へポルトガル船が渡来すると、小西立佐<sup>21</sup>に銀2千貫（4651枚）以上を持たせて派遣し、大量の生糸を優先的に買い占めさせた。その取引が終わるまでは、他の誰かがポルトガル人と取引するのを

<sup>13</sup> 本多前掲書。

<sup>14</sup> 『当代記』1608（慶長13）年4月21日条の後の記事では、奥州南部で金が出て金堀たちが佐渡から下り、さらに松前へ下って金山を掘ろうとしたが、松前氏が当地には飯米がないので飢饉の基になるとして許さなかったとする。

<sup>15</sup> 名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集三』（吉川弘文館、2017年）1835号。

<sup>16</sup> 1579（天正7）年以前に長崎を領有していた大村氏は、地子銀とポルトガル船からの停泊税をあわせて、年間銀23-24貫の恒常的な収入があったとされる。武野燭子『藩貿易史の研究』ミネルヴァ書房、1979年、46頁。

<sup>17</sup> ほかに大名等からの献上があったが、その物量・額を集計することはできない。秀吉からの下賜もあった。（補注7）

<sup>18</sup> 『聖フランシスコ・ザビエル全書簡3』（平凡社、1994年）162-163頁。1549年11月5日付、マラッカのドン・ペドロ・ダ・シルヴァ宛て書簡。

<sup>19</sup> 岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』（原書房、1974年復刻版、その原刊になった増補版は1942年）、470-72頁。

<sup>20</sup> 高瀬弘一郎『キリシタン時代の文化と諸相』（八木書店、2001年）、11-13頁。

<sup>21</sup> 行長の父。堺商人の出身とみられ、秀吉の堺奉行兼勘定頭というべき地位にあった（鳥津亮二『小西行長』八木書店、2010年、7頁、31-35頁）。

禁じた<sup>22</sup>。さらにその後、薩摩国片浦に黒船（ポルトガル船カ）が着岸し糸の商売を希望していることを島津氏が秀吉に報告すると、次のように指示した。——奉行に銀2万枚を持たせて派遣し、しかるべく相場を立てて買い上げる。それ以前には商売するな。もし糸が余れば諸商人にも買わせる。また以後、船がどれだけ来てもすべて買い上げる。それは商売のためではなく、日本へ船の来航を促すためである（『島津家文書』三八四）。朝尾直弘氏が指摘したように、利潤を目的とただけではなく、楽市・楽座令と同じように、来訪した商人を天下人が保護し恩寵を与えるという側面があった<sup>23</sup>。そのため関税を取ることもなかった。

政権が買い付けた生糸はどうなったか。政権公認の下で秀吉の妻（北政所ねね）の糸が京都の町人に売りつけられていたことがわかる（足守木下家文書）。また、1594・95（文禄3・4）年には、フィリピンからもたらされる「るすん壺」を、政権が独占的に買い上げ、商人らに売りつけた（『当代記』・組屋文書）（補注8）。ただ、豊臣政権が直接、貿易に関わり得たのは九州平定によってであり、西国大名に比べると、貿易自体には不利な条件にあったことがわかる。

### ・都市地税・流通税の免除

第五に、慶長三年蔵納目録をみても、豊臣政権は京都・大坂などの直轄都市において地税（地子）や商業税を徴収していない。一見すると奇異なことにみえ、豊臣政権が「商業」に基盤をおいていたと理解できるのか、論点になるだろう。結論的にそれは、織豊（とくに豊臣）政権の城下町建設、町人の集住促進のための政策、すなわち楽市・楽座（座公事＝商業税免除）と地子免許（地税免除）の結果である<sup>24</sup>。秀吉は1585（天正13）年には京都などで座公事を基本的に収公・否定し、1591（天正19）年には京・大坂・大和郡山という直轄城下でほぼ一斉に地子を免除した。これらは江戸幕府の三都支配にも引き継がれ、商業税は部分的に賦課されることもあったが（補注9）、地子免許は幕末まで維持される。それは領主・城主の課す様々な御用や役を勤めさせたことの代償とみなされたからであるが、それだけではなく、三都の町人は、政権や領主層の売却する年貢米を、遠隔地よりかなり高い相場で購入することを事実上、強制されていたことを想起すべきだろう。その高い米価支払いの代償として——明確にそう認識されなかったとしても——地子が免除されつづけたと考えることで、この一見、極端な優遇策もそれなりに合理的に解釈できるだろう。

このように、町方と在方とを区別・分離し、最大の商品である米を在方の百姓に貢納させ、そのかなりの部分を過大な利潤をとって町人に売却・換金するという、農業と商業（鉱工業）との分業編成が、中世<sup>25</sup>とは異なる近世国家財政の基本原則として定着した。一方、金銀山運上や貿易利潤はまもなく激減し、かわって17世紀末以降、金銀貨発行益への依存を深めることになる。

## 2. 兵の動員と雇用労働の展開

### ・天正19年令

豊臣政権が大陸侵攻をめざして構築した支配体制・動員態勢を論じる際に必ず言及されるのが、1591（天正19）年8月の秀吉朱印状である（『浅野家文書』二五八号など）。この史料はかつて、武士・百姓・町人という近世的な身分を定めた「身分法令」だという評価がなされていた。しかし高木昭作氏は、その冒頭の「奉

<sup>22</sup> 岡本前掲書、488-89頁。

<sup>23</sup> 朝尾直弘『朝尾直弘著作集第五巻 鎮西』（岩波書店、2005年）、216-218頁。

<sup>24</sup> 牧原成征「近世的社会秩序の形成」『日本史研究』644、2016年。

<sup>25</sup> 室町幕府財政は、段銭・棟別銭、貿易の利潤、京都での土倉役・酒屋役などに依存した。

公人」は武士を指すのではなく、武士の従者を意味し、これは朝鮮出兵に向けて奉公人を確保するための法令で、戦時の時限立法とみられると主張した<sup>26</sup>。

中世には奉公／奉公人とは朝廷や権門・武家に仕えること／人を指し、主人に仕える使用人は「下人」「下部」<sup>しもべ</sup>「被官」等という語であらわすことが多かった。一方、江戸時代には武家・公家・町人・百姓を問わず、主人に仕え年季などで雇用される労働者を広く奉公人とよぶようになる。この転換の画期は豊臣秀吉の法にある。秀吉は1585（天正13）年、支配域全体におよぶ国替を断行し、翌年には政権の基本法を定めたが（近江水口加藤家文書など）、それらの法令では給人に仕える侍（若党）や中間・小者<sup>ちゅうげん こもの</sup>を「奉公人」とよんで<sup>27</sup>、高い格式の呼称を与え、百姓とは区別した。

その上で、朝鮮出兵を控えた天正19年令では以下の3点を命じている。①去る7月の奥州出兵以後、奉公人が新しく町人・百姓になっていたら、町や村の責任で改めて、置いてはいけない。②在々の百姓たちが田畑を打ち捨て、商いや賃仕事に出た場合、その者はもちろん村中を成敗する。奉公もせず田畑も作らない者は給人・代官として改めて、置いてはいけない。③奉公人で、主人に断りなく辞めた者を雇用してはいけない。前の主人に渡すように。③は以前にも多くの大名・領主がとってきた法であるが、請人（保証人）を立てさせ、不履行の場合の厳罰規定を設けている。また京都では奉公人・百姓を隠し置いている旨の請状を町が提出させられている（大中院文書）。請人・請状は、以後、人の移動に関する法規制の基本手段となる。

関白を譲られた豊臣秀次は翌1592年正月に、奉公人らの欠落禁止を厳命する朱印状を出した（『浅野家文書』二六〇号など）。その冒頭で「唐入に就いて御在陣中」としていることから、高木氏は、本法は時限立法であり天正19年令も同じではないかと提起した。ただ、秀吉が戦争終結の期限を定めていたわけではなく、「時限」という表現には語弊もある。朝鮮出兵に際して奉公人を確保するための「臨時法」だとすべきだろう。ただ、それにとどまるものでもなく、「奉公人が町人・百姓になる」という表現が示すように、奉公人・百姓・町人の区別が定まっていることを前提に出されている。その背景には、全国统一の完了と全国的な検地、石高の算定（御前帳徴収）、まもなく行う京都・大坂・大和郡山の地子免許＝町方と在方との分離があった。これら一連の政策はそれまでの秀吉の身分政策の集大成であるといえ、天正19年令はその一環でもあったとみるべきだろう<sup>28</sup>。

## ・人の動員と略奪

奉公人らは（その志願者も含む）、とりわけ対外戦争に必ずしも進んで従軍したわけではなく、秀次令に明らかのように、むしろ彼らが逃げないように対策を講じてゆく必要があった。これらの法令によって、大名・給人の奉公人確保が権威づけられ、町や村にもとづく支配体制は強化された。一方で、政権・大名と民衆との矛盾も増幅された。奉公人といっても実態は農民・町人と近似的な面も大きく、とくに主力となった九州・中国・四国の諸大名は、多くの百姓を陣夫・人夫として動員せざるをえなかった。

一例をあげると、1596（文禄5）年12月、島津家では慶長の役に向けて軍役人数等の見積もりを作った（『島津家文書』九六四号）が、そこでは350騎のほか人数15097人とされ、後者のうち下級の侍衆には1人に2～3人ずつ計1900人の夫丸<sup>ぶまる</sup>（人夫）が付属され、それとは別に御蔵入より出すべき夫丸が2000人、加子が2000人と計算されている（すべて総人数に含む）。秀次令では、奉公人に加えて「人夫以下に至る迄」の欠落を禁止し、また陣へ召し連れた百姓の田畑を郷中の責任で耕作させている。それだけでなく、漁民な

<sup>26</sup> 高木昭作「いわゆる身分法令と「一季居」禁令」（『日本近世国家史の研究』岩波書店、1990年、1984年初出）。

<sup>27</sup> こうした呼称法が以前に全くなかったわけではない。（補注10）

<sup>28</sup> 牧原成征「兵農分離と石高制」『岩波講座日本歴史第10巻近世1』岩波書店、2014年。

ども広く加子(水主)として動員され、在地の生産を荒廃させた。領主の在地性もお根強かったばかりか、過重な動員態勢によって、かえって在村の給人や奉公人が拡大される面もあった<sup>29</sup>。

朝鮮出兵における人の略奪にもふれておくべきだろう。戦国時代の戦争では、武士や雑兵(秀吉のいう奉公人を含む)による、物だけでなく人の略奪が広く行われていた。略奪された人びとは、譜代下人・労働力として所有の対象とされ、また売買された。戦国大名は味方について特定の勢力や地域に、申請に応じて「禁制」を与え、自軍による攻撃や略奪などを禁止した。秀吉は九州征討時から一国全体を対象とする禁制や百姓の環住を命じる法令を発給し、広域的に「平和」と安全を保障し、定住と耕作を強制し、人の略奪、人身売買を禁止した<sup>30</sup>。これらはやがて全国に拡大されたが、貫徹したわけではない。明をめざした文禄の役では「高麗国」を所付(対象地域)とする秀吉の禁制が沓藤清正らに与えられたが、実際には戦闘の展開にともなって人の略奪も多く行われた。とくに慶長の役では朝鮮の全羅道を武力で征服する目標を掲げ、虐殺や人の略奪が激しく行われた。大名らの意図は、朝鮮で略奪した人びとを日本に送って耕作者とし、日本の百姓を兵として動員することにあつたとされる<sup>31</sup>。

### ・豊臣から徳川へ

さて、秀吉が大陸侵攻をめざして構築した動員態勢は、侵略戦争の終了後、徳川政権に引き継がれなかったのだろうか。あるいは豊臣政権の支配体制は、どのように徳川政権へ継承されたのだろうか。

徳川家康は1600年の関ヶ原の戦い後の論功行賞で事実上の領地宛行を大規模に行ったが、諸大名の領知石高を把握していたわけではない。また大名たちの主家である豊臣秀頼が大坂城になお存続したため、その存在・影響力を克服してゆく必要があった。京都・伏見・堺・奈良・長崎や大坂城廻り領以外の豊臣政権蔵入地、主要金銀山を入手し、外交・貿易権も掌握した。また諸大名に普請役を賦課して、伏見城・二条城・江戸城・駿府城・名古屋城などを造営させた。1603年に征夷大将軍に任官し、1605年には將軍職を子秀忠に譲った。この間、諸大名に村ごとの石高を記した郷帳と国絵図を作成・提出させた。

一方、諸大名は、朝鮮出兵期の動員態勢から脱し、関ヶ原の戦い後に転封されたケースも多く、財政支出に苦しみながらも領国の経営に乗り出した。徳川政権による大坂包囲網形成ともあいまって、各地でそれぞれ城と城下町の形成を進めた<sup>32</sup>。

### ・徳川氏の奉公人法制

徳川政権は当初、諸大名の領国を直接に対象とする法を出すことはできなかった<sup>33</sup>。そのようななか、江戸幕府の奉公人法制としては、1610(慶長15)年4月2日付の「定」3カ条が重要である(『御当家人令条』『御制法』)。<sup>①</sup>武士たちは、侍(若党を指す)はもちろん中間・小者に至るまで「一季者」を一切召し抱えてはいけない。奉公を望む者は一季と定めて出すものは禁止する。<sup>②</sup>新参者は期限をあらかじめ定めず、なるべく長く耐え忍んで勤めなさい。その年の切米(給分)を取った場合は、翌年の夏までは勤めて、その上で辞職を申し出なさい。<sup>③</sup>御普請・御陣・御上洛御供等の場合(以下「戦時」とする)には辞職を申し出てはいけない。関東中の諸奉公人(ここでは徳川氏の直参家臣<sup>34</sup>)は「六尺」(ここでは市中の賃金労働者)を一切

<sup>29</sup> 稲葉綱陽「兵農分離と侵略動員」(同『日本近世社会形成史論』校倉書房、2009年、2003年初出)。

<sup>30</sup> 高木昭作「乱世」(『歴史学研究』574、1987年)、小林清治『秀吉権力の形成』(東京大学出版会、1994年)、藤木久志『雑兵たちの戦場』(朝日新聞社、1995年)。

<sup>31</sup> 『朝鮮王朝実録』宣祖三十年十月庚申条。朝鮮の捕虜となった加藤清正の臣福田勘介の供述。

<sup>32</sup> 諸大名の都市・商業政策は、統一政権・江戸幕府とは異なる面も大きく、商業税を課したり、地子を取ったりしていることも多い。

<sup>33</sup> 藤井謙台「法度」の支配(同編『日本の近世3支配のしくみ』中央公論社、1991年)。家康は、秀吉のように諸大名に対して一斉に朱印状・直書を出すこともなかった。

<sup>34</sup> 初期の江戸幕府法令においては、「奉公人」は土分を含む広い意味でも用いられている。

召し抱えてはいけない。

この法は江戸で秀忠付年寄が連署で出したものとみられ、徳川氏の領国である関東の武士（「諸奉公人」と侍・中間・小者との関係を規定したものである。百姓・町人からの一季での雇用を禁止し、新参者は期限を定めずなるべく我慢して奉公を継続することを求めている。「奉公人」の語法が秀吉の法とは異なるが、秀吉が奉公人と百姓とを区別した方針自体は引き継いでいるといつてよい。ただし実際には百姓・町人から一季雇用される者がかなりの程度いたことがわかる。また、ここでは奉公を終えた者が百姓・町人になることを否定していないが、「戦時」には辞職の申し出（暇<sup>いとま</sup>乞い）自体を禁止して雇用を強制継続するという、特別措置を発動すると規定している<sup>35</sup>。これは以後、江戸幕府の基本方針となる。

この前年、1609（慶長14）年正月2日付の「条々」5カ条（『条令』）では、1条目で「一季居のことは厳しく禁止している。以前からの商人のほかは、奉公を止めた者または百姓が振売や一銭剃り（髪結）をしてはいけない。ただし以前からしてきている者は町奉行の手形を取りなさい」と規定し、以下、江戸の治安に関する武士層への禁止事項を列挙している。やはり秀忠付年寄による旗本・御家人への法令であり、江戸町方にも高札として示され、心得のため（参考までに）大名へも触れられた（上杉年譜）と考えられる<sup>36</sup>。1条目は、秀吉の天正19年令の2条目を継承しているが、町奉行による手形発行を規定し<sup>37</sup>、江戸の治安維持に限った法になっている。

### ・短期の奉公人雇用慣行

中世末には一季の奉公契約慣行がすでに存在していた。史料上の早い例は、阿波三好家の重臣で畿内にも長く出陣した篠原長房<sup>しのはらながふさ</sup>が1560年代頃に制定した分国法「新加制式」の13条目「一季奉公輩<sup>ともがら</sup>事」である（補注11）。様々な主人の許を、ある月までの有期（一季）で渡り歩く奉公人が一般的に存在したことがわかる。京都でも、2月・8月に出替りする六尺が多く存在した<sup>38</sup>。

江戸時代初期の一季奉公人に関しては、「元和年録」の1618（元和4）年の記事がよく参照される。①武士の奉公人は、年季は別として、一季とは2月・8月の1年に両度、出替わりする。それがせわしいので、近頃より2月2日に出替わりを定めた。在々は2月に耕作の用意をするので、それまでに奉公先が決まらなければ在々（農村）へ引き込んで耕作を始めるために命じられたものである。②しかし、武士の奉公人たちが多く浪人して、在郷へ行くのも嫌、奉公も難しいと考え、勧進宗教者として江戸に滞留し、治安を悪化させているので取り締まるとご命令になった。武士が雇う中間<sup>ちゅうげん</sup>（になりうる者）も少ないのでこうした命令が出された。つまり江戸における奉公人浪人を取り締まり、奉公人の確保を容易にする意図があったとする。

①に戻るとそれは、それまで2月・8月の年2度だった出替わりを、頻繁な入れ替わりを忌避する雇用主＝武士側の都合に配慮して2月の1度に限定した措置であった。「年季は別として、一季とは2月・8月の年2回出替わりする」という表現からは、それまでの一季とは基本的に半年を意味していた可能性があるだろう<sup>39</sup>。また「近頃」、つまり1618（元和4）年よりすこし前にこの措置がなされたことになる。

<sup>35</sup> 大坂冬の陣に際して秀忠付年寄から出されたとみられる1614（慶長19）年10月「定」（『条令』）では、若党・小者・夫丸の欠落を厳禁し、宿と郷中の責任を規定し、陣から帰る際には手形を持参せよと命じており、秀次令に類似する。

<sup>36</sup> 『大日本史料』第十二編之十一、64-66頁参照。

<sup>37</sup> 時期が下って、1637（寛永14）年10月に幕府が関東甲信の領主に指示した法令（『御当家令条』）では、郷中より奉公に出たり商売に行ったりする場合、落ち着き先を庄屋・五人組に連絡するよう求めており、百姓が商売に出ることは認めている。一方、明暦大火後には、武家奉公人確保が喫緊の問題となり、江戸で振売に札を交付して就業規制を強化している。

<sup>38</sup> 1613（慶長18）年に京都周辺で書かれた随筆『寒川入道筆記』には「京の六尺とも二・八月の出かほりに、よりあひて、此さきの季に、そちは何方にみたそと問ふ」とある。

<sup>39</sup> 『言経細記』1594（文禄3）年11月16日条には、山科言経が粟津の与二郎に銀25匁を貸し、うち20匁を1年3カ月間、小者として年季奉公することで返済させる契約をした証文がある。そこでは1年3カ月を「二季半」としており、一季＝半年である。1652年の江戸町触では「一季・半季居之出替りの者」と記され、一季＝1年になっているようだ（『江戸町触集成』八四号）。

その点で注目されるのは、公家<sup>にしのとしいんときよし</sup>西洞院時慶の日記『時慶記』1610（慶長15）年2月2日・5日条である。京都所司代<sup>いたくらかつしげ</sup>板倉勝重が奉公人の出替り日を以後2月2日に公定するという記事である。『時慶記』では、それ以前には、2月初め～3月初め、8月初め～9月初めの出替りの記事が多い。この板倉の措置も、年2回だった出替りを1回にすることだったとすれば、それまでの半年単位＝一季での出替りを否定することであり、一季居の禁止というべき方針が江戸での方針をうけて1610年に京都でも定められたのかもしれない。

以上、徳川政権は2月・8月の奉公人出替り慣行があるなかで、幕臣に対して百姓・町人から一季での奉公人雇用を禁じつつ、まもなく2月1回の出替りに限定する政策をとったと考えられる。

## ・江戸の高札

さて大坂の陣で豊臣氏を滅ぼし秀忠に代替わりした後、1616（元和2）年10月に幕府は江戸で次のような高札を立てた。すなわち、武士の面々が一季居を抱えることの禁止、人売買の禁止、年季を3年に限定、喫煙・煙草作の禁止、ほか江戸町中での治安に関する項目を列挙したものである。慶長14年令と15年令を含むいくつかの法令を統合したものであるが、人売買の禁止、3年季制限を新しく盛り込んでいる。元和偃武を実現した秀忠政権が、豊臣政権の人身売買禁令を継承したとみることができ、3年までの年季制限を設けたのはそれを補完するためだったと考えられる<sup>40</sup>。

以降、この法令を1618（元和4）年、19年、1621年、22年、25年、27年…と連年のように、場合によって微修正を加えて出し直している。それらのうちには大名家史料に記録されているものもあるが、それは本来、江戸での高札であり、大名に伝達されたとしても、少なくとも当初は、大名の領国や家中全体を規制するための法令ではなかったとみるべきだろう。事実、1619（元和5）年に福島正則の広島領を収公した際に出した秀忠黒印状では、「百姓が、年貢未進の債務弁済のために、あるいは一季居として福島家中（の武士）に奉公している場合、いずれも（所領没収に伴って）契約を棄破するので、その所に留めるように」と命じており（『毛利家文書』一一六二）、福島氏家中に百姓から雇用された一季居がいたことが前提にされている（補注12）。

## ・一季奉公人の公認

幕府は1636（寛永13）年に至って、將軍家光の日光社参を控え、「一季居奉公人」を、当年はそのまま継続して雇用すべきことを命じ、大目付にその命令を伝達させた（江戸幕府日記）。大目付を通じて諸大名に触れられたと考えてよいだろう。この時の日光社参は、寛永の大造替が成った後の大規模なもので、公家・旗本直参のほか一門・譜代大名、外様大名の一部（相伴衆<sup>しゅうぼん</sup>）を引き連れて盛大に行われた。また前年には参勤交代を武家諸法度に盛り込んで制度化している。熊本藩主細川忠利は、その前年、奉公人の払底、賃金高騰を嘆き、参勤交代は2月2日の出替り後、奉公人を確保してから3月に、少なめの人数で出府する制度にするのがよいという意見を、幕閣への私信で述べている<sup>41</sup>。島原・天草一揆のさなかの1638（寛永15）年2月にも幕府は、去年からいる一季居を8月まで辞めさせないよう、大名に触れている（『細川家史料』四〇四三号）。

この時期、下野の領主<sup>みながわたかつね</sup>皆川隆庸が家中で一季居の者を一切抱えていない旨の書上げを出しており<sup>42</sup>、関

<sup>40</sup> 幕臣には一季奉公人の雇用を禁止したが、百姓・町人への長年季奉公をも禁止したのであり、そこには矛盾する面もあった。前者は以下にみるようにやがて廃止され、後者も1627（寛永4）年には10年季制限に修正される。

<sup>41</sup> 『部分御日記』所収、寛永11年11月18日付永井尚清宛書状（『熊本県史料近世篇第一』187-189頁）。吉村豊雄「参勤交代の制度化についての一考察」（『文学部論叢（熊本大学）』29、1989年）は、この提案が將軍家光に取り次がれ、幕府の制度策定に大きく受け入れられたとする。

<sup>42</sup> 高木前掲書、263-65頁。1633（寛永10）年～1645（正保2）年のもの。

東の旗本においては依然として、一季居の雇用を禁じていた。一方で、1627（寛永4）年令（『御当家令条』）によれば、禁令に違反した雇い主は分限に従って過銭を出すだけであり、高札には1661（寛文元）年まで禁止が掲げられ続けるが、厳しく取り締まったわけではない。参勤交代を制度化し、大名統制を強化した結果、かえって大名による一季奉公人雇用の現実に対応せざるをえず、旗本・御家人に対する一季居の禁令もやがて放棄するに至るのである。

以上を簡単に整理しておこう。①少なくとも京都・畿内周辺では中世末には武家・公家・寺社の諸権門が雇う下人（非熟練労働力）において、有期・短期契約による労働市場的な関係が形成されていた。②秀吉は、武士の従者を「奉公人」とよんで百姓と区別し、膨大な常備兵を析出した。とくに侵略戦争期には兵や従軍労働力の確保策を強化したが、それは給人や在地社会に過重な負担をもたらした。③徳川政権も関東の直参家臣に対しては、当初、一季奉公人を禁止し、常備兵の建前を貫こうとした。④しかし諸大名は一季の奉公人に依存し、幕府も、巨大都市を支配して大名を半ば江戸に集住させる過程で、短期奉公慣行の現実に対応していった。「平和」を前提に、日常的には百姓や市中の労働者を雇用させ（傭兵）、戦時にのみその雇用を強制継続させる政策をとった。

このように、膨大な常備兵が創出されたことによって、平時になるとそれを「傭兵」が代替し、特殊な男子労働市場の飛躍的な拡大がもたらされた。「兵」たりえない女性の法的地位は低く、労働力需要も乏しく、身売りの関係が残存した。日本近世の労働慣行には、豊臣政権による常備軍の創設とその矛盾、戦争態勢下での武家奉公人の身許保証の仕組み、人身売買・長年奉公の禁止、集権化と分権化の相克などの歴史過程が、深く複雑に刻み込まれているのである。

## おわりに

家康政権が、豊臣家の存在を前提に、それをいかに克服するかを最重要課題としたのに対して、それを克服した後の秀忠政権・家光政権は、政権の継承・大名統制はもとより、朝廷との関係調整、対外関係の調整などを広く課題としたが、とくにキリシタン禁制を重要な政策課題とし、強力で押し進めるようになる。

1642（寛永19）年、長崎平戸町の人別帳は、町人の家族や下人一人ひとりについて、年齢・名前、出生地、長崎への来住年、父母などについて記すが、特に高麗人と、旧キリシタンで強固な信仰を持っていたと考えられる者については、親類を吟味して、組で請人を立てさせ、請状を取っている<sup>43</sup>。一方、1649（慶安2）年近江彦根城下魚屋町の改帳は、さらに詳しい記載項目を有するが、キリシタンのほか、関ヶ原合戦・大坂の陣における一手（部隊）の大將の子孫、御当家（井伊家か）三代勘気のとその子孫がいないことを特に請け合わされている<sup>44</sup>。このようにキリシタン禁制を主眼として宗門人別改制度が整備されてゆくが、キリシタンと並んで関ヶ原合戦・大坂の陣での敵方大將が反体制分子とされ、朝鮮人が要監視人物とされている例もある。

豊臣政権は「唐入り」を掲げ、いわば敵を作って権力集中を進め、貢納制・領主制・ヒエラルヒーを再構築し、実際に朝鮮へ出兵した。その失敗後、徳川政権は、その間に人の移動という面でも流動性を高めた社会状況に対して、豊臣家の否定、キリシタンの禁制を楨桿（テコ）として、民衆一人ひとりまでの所属・来歴・移動・信仰を、集団を介して管理する体制を築き上げていった。

<sup>43</sup> 武野燮子校注「寛永十九年長崎平戸町人別生所札」『日本都市生活史料集成六 港町篇I』学習研究社、1975年。

<sup>44</sup> 斎藤純「近世前期彦根城下町住民の来歴について（上）（下）」『専修人文論集』55・57、1994・95年。

## 【補注】

(補注1) 豊臣秀吉が初めて「唐入り」を表明したのは、(天正13〔1585〕年)9月3日付、<sup>ひとつやなぎいちすけ</sup>一柳市介宛朱印状とされてきた。近年、<sup>かもがわたつお</sup>鴨川達夫氏は、該当部分は秀吉の意志を示すのではなく、秀吉が臣下である<sup>さくない</sup>加藤作内の心理を推測したくだけであり、「自分のためなら秀吉は日本だけでなく唐国をも(加藤に)任せてくれるという(思い上がった)気持ちなのだろうか」という意味だと解釈しなおした。秀吉が「唐入り」を言明したわけではないという指摘である(東京大学史料編纂所編『日本史の森をゆく』中央公論新社、2014年、34-38頁)。卓見であるが、加藤が秀吉から、日本だけでなく唐国を任せてもらえると思いつけるというのはやや度が過ぎ、秀吉がそう推測したというのも不自然である。「加藤にすれば(にとっては)秀吉が日本はもちろん唐国までも支配しているという気持ちなのだろうか。知行地は相応に与えるべきところ、蔵入地にも給人をつけたいというのは無理な言い分だ」と解釈できるのではないか。この後段で秀吉は、国や城を任せた臣下をすぐに更迭して「頼すくなき」と思われぬように、他の臣下たちに事情を説明し、加藤の処分に関する意見書・誓詞を出させている。「頼もしい」主君であるために、家来たちに大きな所領や城を与えることが必要であった。唐国のくだけはレトリックではあるが、わざわざそういうレトリックを出していることから、秀吉が唐国までも支配してみせたいという欲望を表明したとみることもできるだろう。

(補注2) 池上裕子『織豊政権と江戸幕府』(講談社、2002年)も、織豊政権が採った流通・貿易の促進・拡大政策は、石高制・土地政策と並立する国制レベルの政策だったと位置づけるが、両者の関係はあまり説明されず、並立にとどまっている。

(補注3) 売り方によっては代官や船を所有する豪商らが大きな利潤をあげることもできた。池上前掲書、262-263頁。

(補注4) 1570年、織田信長は生野銀山を影響下におき上納を出させようとしたようだが、安定して支配するに至らなかった。

(補注5) これは1581(天正9)年における銀と銭との相場をもとに、1600(慶長5)年の公用銀を銭1貫文=米1石で換算した推計である。公用銀にも未進が生じ、11万石余の蔵入地からの年貢率は75%ほどだった(『山口県史資料編中世3』657頁)ので厳密な計算ではない。関ヶ原の合戦後、毛利氏が防長に転封された後(1600年11月)の徳川氏あて報告書では、銀2.3万枚の約半分が毛利へ既納、半分が未進とされている。

(補注6) 豊臣政権側から奉行が派遣される可能性もあったようだが、そうならず毛利氏側の奉行から納入することが秀吉から許された。毛利氏側では、御音物(贈り物)として名物をどれだけ進上しても代えがたいとそれを喜んでいる。「某書状」山口県立文書館毛利家文庫(『山口県史資料編中世3』654-55頁)。

(補注7) 当時、武家・公家の献上品・贈答品の中心は、銀・生糸・高級絹織物(小袖・呉服)であった。盛本昌広「豊臣期における金銀遣いの浸透過程」『国立歴史民俗博物館研究報告』83、2000年。

(補注8) 平戸・五島・博多・備前・京都の商人らにおそらく九州で唐物(生糸や壺)の代金を前貸し、それを京都までの間で売らせて、京都で金銀を上納させている形跡もある(大中院文書)。

(補注9) 『当代記』1597(慶長2)年条では、この年から畿内、京・伏見・大坂・堺、諸売物にすべて五分一の役を徴収し、庶民が困ったという記述がある。

(補注10) 1509(永正6)年の高野山谷上院三方評定事書案に「奉公人出入に於いては、十二月を限るべし」云々とある(『高野山文書』一四九号)。下級の雑用労働者を奉公人と称し、その出替りを特定月に定めていることは、近世武家の年季奉公人の法制に近いもので、注目される。

(補注11) 「諸方を経歴して奉公を致すの輩、その月に当り暇を乞う常習なり。然るに、その月を遂げずして猥りに退出せしめば、自由の至りなり。もっとも当季の主、意に任すべし。他人の妨げあるべからざる者なり」。

(補注12) 秋田藩主佐竹義宣は、1619(元和5)年3月22日、同藩の奉公人が江戸町中で手傷を負った場合はすぐに報

---

告すること、また殿原・中間・小者として牢人を抱える場合、町中家持が請人に立つならよいが、相奉公人を請人として採用してはいけないと藩邸内に触れた（『梅津正景日記』同日条）。高木氏は、これを同年2月10日の幕府令「条々」をうけて出したもので、佐竹氏によるその解釈を示すとみた。それによって、禁令の「一季居」とは「然るべき請人のいない奉公人浪人」を指すとしたが、幕府令の条文を、佐竹氏がわざわざそのように複雑に解釈して出しなおすというのは理解しにくいのではないか。